

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	自動減圧系窒素ガス供給配管に微少リーク（1分間に0.16kPa程度の圧力降下）が認められたため、当該配管を点検・修理	GⅢ	
2	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置圧縮機（1台）が「圧力低」により自動停止したため、当該圧縮機を点検・修理	GⅢ	
3	3号機	タービン建屋換気空調系冷却装置用警報盤内設置のタイマ継電器に作動不可が認められたため、当該継電器を交換	GⅢ	
4	3号機	ケーブル処理室（南側）内における作業を終了した協力企業の作業員が、当該ケーブル処理室出入口扉の鍵を返却せずに退出し、当該鍵を紛失したことが認められたため、対応検討	GⅡ	
5	5号機	廃棄物処理建屋中央制御室換気空調系冷却装置冷凍機（1台）の結露水排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	GⅢ	
6	5号機	気体廃棄物処理系高感度排ガス放射線モニタ用中央制御室内設置の端末装置に、起動不能が認められたため、当該端末装置を点検・修理	GⅢ	
7	5号機	海水系配管用硫酸第一鉄注入装置の補助タンク用レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	GⅢ	
8	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）の点検において、エンジン内圧力確認用圧力指示計元弁の弁棒に曲がり認められたため、当該元弁を交換	GⅢ	
9	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）の点検において、下半車室第2段ノズルパッキンリングの嵌合部に浸食（貫通孔）が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
10	6号機	原子炉隔離時冷却系蒸気加減弁の点検において、弁座溶接部に亀裂及び弁箱シート面に浸食が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
11	6号機	第1給水加熱器（A・B・C）ドレンレベル制御弁駆動部の点検において、弁開度指示機構内部部品に摩耗が認められたため、当該部品を点検・修理	GⅢ	
12	6号機	第2給水加熱器（B・C）、第3給水加熱器（C）及び第6給水加熱器（B）ドレンレベル制御弁駆動部の点検において、弁開度指示機構内部部品（圧力指示計）に指示値不良が認められたため、原因調査及び対応検討	GⅢ	
13	6号機	海水系配管用硫酸第一鉄注入装置の補助タンク用レベル計に汚れが認められたため、当該レベル計を点検・清掃	対象外	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	給水ドレンタンクレベル調整器の電源を「OFF」操作した際に、レベル設定値がリセットされるため、当該レベル調整器を点検・修理	G III	
15	その他	放射線管理区域内で使用されていた警報付き個人線量計（1台）が、作業者の汗の影響により誤警報を発生させたため、当該個人線量計を回収及び対応検討	G II	
16	その他	原子炉圧力容器の最低使用温度の評価において、応力拡大係数（K1）算出用計算式並びに想定亀裂の仮想欠陥長さの設定に誤りがあることが認められたため、再評価するとともに、対応検討	G II	